

住居表示の手続きに関して多くある質問

1 住居番号決定通知書・住居表示変更証明書・本籍変更通知書について

問1 住居番号決定通知書には本籍も記載されているのか。

本籍は、生活安全課からの住居番号決定通知書には記載されていません。なお、本籍が変更になられる方については、住居表示実施日（令和3年2月20日）より一週間程度後に市民課から戸籍の筆頭者に本籍変更通知書が発送されます。

本籍変更通知書は、県外市外を問わず本籍が変更される戸籍の筆頭者の方へ、1通送付されます。

本籍変更通知書には、同じ戸籍の方のお名前が記載されています。

本籍が変更になられた方は、運転免許証の住所変更手続き等の際、同時に本籍の変更手続きも行ってください。本籍変更通知書の発行枚数は1通のみですが、各警察署（山口南を除く。）及び幹部交番・総合交通センターで手続きをなさる際は、確認後、返却されますので、同一戸籍内の方全員でお使いいただくことができます。

なお、同一戸籍内の方が遠隔地に住んでおり、本籍変更通知書のやり取りが困難である方につきましては、本籍変更証明書（無料）を発行いたします。本籍変更証明書は、令和3年2月22日（月）以降、市民課及び各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）、および分館、大海総合センターにおきまして、ご本人又はその配偶者、直系親族の方の請求に基づき発行いたします（上記の方以外で同一戸籍内に記載されている方につきましては、窓口で御相談ください）。申請には、窓口に来られた方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）の提示が必要です。

問2 住居表示変更証明書・本籍変更証明書は、何年後でも交付されるのか。

住居表示実施後であれば、何年経っても必要な時に無料で交付します。本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参ください。なお、住居表示変更証明書は、住居表示実施日現在、実施区域内に住居登録をされている方に対する交付、本籍変更証明書は、住居表示実施日現在、実施区域内に本籍をおいておられる方に対する交付となります。

住居表示変更証明書は、住居表示実施日以降、生活安全課及び各総合支所地域振興課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）、および各分館、大海総合センターで、何通でも無料で発行いたします。

本籍変更証明書は、住居表示実施日以降、市民課及び各総合支所総合サービス課、各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）、および分館、大海総合センターにおいて、何通でも無料で発行いたします。

※ なお、住居表示実施日前（令和3年2月19日まで）に、住居表示変更証明書を申請された場合、住居表示実施日以降に届くように、実施後の新住所宛に証明書を郵送いたします（事前申請に限り、証明書の郵送料不要）。この場合に限り、申請人の本人確認書類は必要ありません。

問3 「住居表示変更証明書」は何通くらい必要となるのか。

必要な枚数には個人差がありますが、おひとりにつき10通程度は見込まれると良いでしょう。

問4 運転免許証の住所変更と本籍変更手続きを同時にしたいが、本籍変更通知書が届かない。

住居番号決定通知書は、住居表示台帳閲覧期間が終了し、住居番号が確定した後（1月下旬から2月中旬までの間）、生活安全課から世帯主の方に送付しておりますが、本籍変更通知書は、住居表示実施日（令和3年2月20日）より一週間程度後、市民課から戸籍の筆頭者に送付されます。別々に送付しておりますので、届くまでの時間に相違がございます。ご了承ください。

問5 住居番号決定通知書が市から送られてきたあとに、間を空けて本籍変更通知書、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証と別々に送られてきた。同じ市役所なので一緒に送ってほしい。

住居番号決定通知書は住居表示台帳閲覧期間が終了し、住居番号が確定した後（1月下旬から2月中旬までの間）、住居表示を実施した世帯の世帯主の方へ、本籍変更通知書は住居表示実施日以降に戸籍の筆頭者へ、国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証等は住居表示実施日以降に対象者の方へというように、送付要件が異なっているため、別に発送しております。

住居表示実施後に市からの郵便物が増えてご迷惑をおかけしますが、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

2 住所変更手続きについて

問1 電気・都市ガス・上下水道関係の住所変更手続きは必要か。

中国電力・山口合同ガス・市上下水道局には、市から住所変更の通知を行いますので、特に手続きは必要ありませんが、住居表示実施後も長期間にわたり、旧住所で通知等が届いている場合は、念のため事業者へお問い合わせください。

問2 銀行口座・クレジットカード・生命保険などの住所変更手続きは必要か。

それぞれに手続き方法が異なりますので、各事業者へお問い合わせください。なお、新住所の確認または証明書の提出などを求められた場合には、その指示に従ってください。

問3 運転免許証又は運転経歴証明書の住所変更について。

運転免許証又は運転経歴証明書の住所変更は、速やかに変更の手続きをして下さい。

手続きの際には、住居表示変更証明書を添付してください。また、運転免許証の本籍が変更になる方は、本籍変更通知書（住居表示実施日以降、戸籍筆頭者に通知）か、本籍変更証明書（希望者に無料で発行）を添付してください。各証明書、通知書は返却されます。

問4 パスポートの住所変更は必要か。

パスポートの「所持人記入欄」に、ご本人で新しい住所を記入すれば、パスポート窓口へ出向く必要はありません。なお、令和2年2月4日以降に発行されたパスポートは、「所持人記入欄」がないことから、記入は不要です。

問5 国民年金・厚生年金受給者の住所変更は、配布される無料はがきで行えないのか。

「年金受給権者 住所変更届」以外では行えないことになっています。お手数ですが当該届出を年金事務所へ提出（送付）してください。

住所変更届は、保険年金課、総合支所総合サービス課、地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）、および分館、大海総合センターに備え付けています。（日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、住所変更届出は原則不要です。）

問6 原付バイクを所有しているが、住所変更手続きは必要か。

125cc以下の原動機付自転車や小型特殊自動車（山口市ナンバー）をお持ちの方については、市役所で新しい住所に書き換えますので、特に手続きの必要はありません。

問7 住居番号プレート等は、必ず設置（取り付け）しなくてはならないのか。

住居表示に関する法律第8条第2項、山口市住居表示に関する条例第4条に「見えやすい場所に住居番号を表示しなければならない」と定めていますが、強制的に設置するようなことは行っていません。所有者の方の同意を得たうえで設置しています。

3 不動産所有者の住所変更登記について

問1 登記は、申請してから何日くらいで完了するか。

おおむね2日から3日です。山口地方法務局の窓口で受付となりますので、申請の際にご確認ください。

※ 住居表示実施の直後は、土地・建物登記簿の表題部の所在変更作業がありますので、窓口での混雑が予想されます。

問2 土地や建物を共有している場合の登記申請の方法は。

共有されている方の住所が同じ場合は、同一の申請書で共同申請することもできます。詳しくは、山口地方法務局（083-922-2295）にお電話の上、登記手続案内の予約を申し込んでください。

また、登記手続きは、司法書士に委任して行う方法もありますが、その場合、司法書士への手数料がかかります。

問3 住居表示実施区域外に、土地や建物を所有している場合の登記申請の方法は。

土地・建物などの所在地を管轄する法務局で、登記申請をしていただくこととなりますが、登記申請書の例示は、山口地方法務局から提供されたものが生活安全課にもあります。手続きをされる場合はご利用ください。なお、一般的な申請書の様式は、法務局ホームページにも掲載されています。

他の法務局に申請される場合は、例示の登記申請書に準じた様式を、ご自身で作成していただき提出することとなります。

問4 所有している土地が何筆かに分かれているが、一括して申請することはできるか。また、その際に住居表示変更証明書は1通で足りるのか。

変更前の登記記録上の住所が同じであれば、継続用紙（土地用）に記入することにより、一括申請できる場合があります。また、住居表示変更証明書1通で申請可能です。土地と建物を所有している場合も一括申請できます。

詳しくは、山口地方法務局（083-922-2295）にお問い合わせください。

なお、建物を何棟も所有している場合も、土地と同様の取り扱いとなります。

問5 登記所の出張受付はできないのか。

登記申請の受付順は、権利関係を左右し、受付順に処理しなければならないため、2箇所以上の受付窓口を設けることはできません。

なお、オンラインや郵送による登記申請も可能です。

4 その他

問1 法人や個人の事業所では、ゴム印・印刷物・看板の作り替えや取引先への通信事務など多くの費用がかかるが、税の申告の際には経費となるのか。

会社及び事業所としてかかった費用であれば、必要経費になるとのことです。したがって、領収書などの保管が必要です。

問2 自治会などの運営に影響はあるのか。また、通学区の変更はあるのか。

自治会は、皆さんの意思によってつくられたものですから、町の境界や名称が変わっても影響はありません。また、住居表示実施に伴う、通学区の変更もありません。

問3 幼稚園や保育園、学校への住所変更の手続きは必要か。

山口市立の小・中学校、幼稚園、認可保育園については、市が住所変更の手続きを行いますので、変更の手続きを行っていただく必要はありません。

ただし、高等学校や大学等の教育機関や、私立の教育機関や保育機関等につきましては各自で住所変更の手続きを行っていただく必要があります。

問4 「住所変更通知用はがき」とはどのようなものか。

「住所変更通知用はがき」は、住居表示の実施に伴う住所変更の連絡用として、対象世帯に配布するはがきです。

住居番号の決定通知書を配布する際に1世帯あたり50枚配布いたします。50枚では足りない場合には、追加で100枚（合計150枚）までお渡しすることができます。

はがき50枚につき、専用封筒を1枚配布いたしますので、記入されたはがきは、まとめて専用封筒に入れて投函してください。

専用封筒でまとめて投函された後に、追加ではがきを出さなければならなくなった場合は、記入されたはがきを輪ゴム等で束ねて投函してください。

このはがきは、目的を住居表示実施に伴う住所変更のお知らせに限定することで、郵送料を無料としていただいています。その他の内容はご記入されませんよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

問5 住居表示実施区域に新たに建物を建てたが、何か手続きが必要になるのか。

新しい住居番号を決定するため、生活安全課（小郡以外の地域の新築）または、小郡総合支所地域振興課（小郡地域の新築）に建物等新築届を出していただく必要があります（地域交流センター窓口では受付できません。）。

添付書類は以下のとおりです。

- 1 建物等新築届（窓口にあります。山口市ウェブサイトでも掲載しています）
- 2 位置図（建物の場所がわかるもの）
- 3 建物配置図
- 4 建物平面図（アパート・マンション等集合住宅は、部屋割りがわかるものが必要）
- 5 土地地番がわかるもの（公図もしくは建築確認済証の写し）

申請受付後、住居番号設定通知書と町名表示板及び住居番号表示板を交付いたします。

現地調査が必要なものについては、発行までに2～3日かかる場合がありますので、期間に余裕を持ってご申請ください。

問6 住居表示実施区域で今までと同じ場所に家を建て替えた。新しい家でもそのままの「住居番号」を使用して良いか。

そのままの「住居番号」を使用できるとは限りません。

建物を建て直した場合は、新築と同じ取り扱いになりますので、生活安全課（小郡以外の地域の新築）または、小郡総合支所地域振興課（小郡地域の新築）に建物等新築届を出していただく必要があります。添付書類は、問5のとおりです。

建て替えを伴わない、リフォームの場合には建物等新築届は不要です。

問7 住居表示の実施後、旧住所で発送された郵便物は新住所に届くのか。

住居表示実施後1年間は旧住所宛に発送されても配達してもらえますが、できるだけ早めに「住所変更通知用はがき」などにより、住所の変更があったことをお知らせしてください。

問8 確定申告の際の住所は、住居表示実施前・後どちらの住所を使用すべきか。

確定申告の際の住所につきましては、住居表示実施前の日付で申告する場合は、実施前の住所で申告してください。

住居表示実施後の日付で申告する際は、実施後の新住所で申告してください。

問9 私の自治会は、認可地縁団体となっているが、何か影響はあるか。

告示事項のうち、「代表者の住所」、「主たる事務所の所在地」および「区域」の表記に変更が生じるため、告示事項変更届出書や規約変更認可申請書の提出が必要となります。それぞれの規約内での定めにより、必要な書類が異なりますので、規約変更案を総会に諮る前に、市協働推進課（電話 083-934-2981）へ事前協議をお願いします。

5 お問い合わせ先について

内 容	問い合わせ先
住居表示全般に関すること 建物新築時の住居番号に関すること	山口市役所 生活安全課 生活安全担当 電話 083-934-2986 ※小郡地域の新築については、小郡総合支所 地域振興課 電話 083-973-2475
登記申請に関すること	山口地方法務局 →次ページ参照
年金の住所変更に関すること	山口年金事務所 電話 083-922-5660 (音声ガイダンス 5 番) 山口市役所 保険年金課 年金担当 電話 083-934-2801
自動車運転免許又は運転経歴証明書の 住所変更に関すること	山口県総合交通センター 電話 083-973-2900 県内各警察署
軽自動車（三輪・四輪）の自動車検査証の 住所変更に関すること	軽自動車検査協会 山口事務所 電話 050-3816-3085 (コールセンター)
二輪車（125cc 超250cc 以下）の 軽自動車届出済証の住所変更に関すること 普通自動車、二輪車（250cc 超）の自動車検 査証の住所変更に関すること	中国運輸局 山口運輸支局 電話 050-5540-2073 (コールセンター)

※上記以外のお問い合わせにつきましては、各機関の担当窓口まで直接御連絡ください。

お手数をお掛けいたしまして、誠に申し訳ございません
が、よろしく願いたします。

山口地方法務局自動音声案内のお知らせ

083-922-2295 (山口地方法務局・代表電話番号)

業務取扱時間 午前8時30分から午後5時15分まで

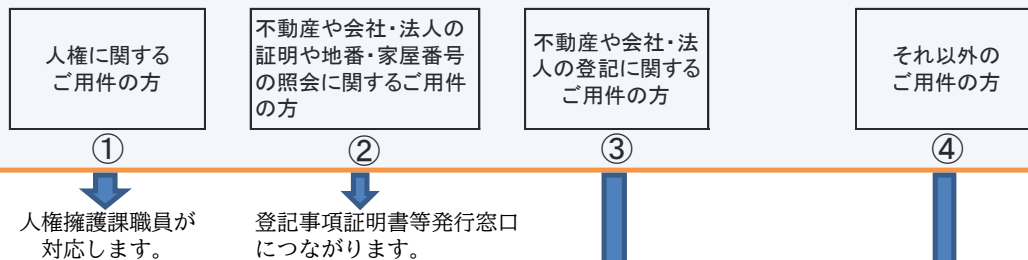
※土・日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く

【自動音声案内】

こちらは、山口地方法務局です。

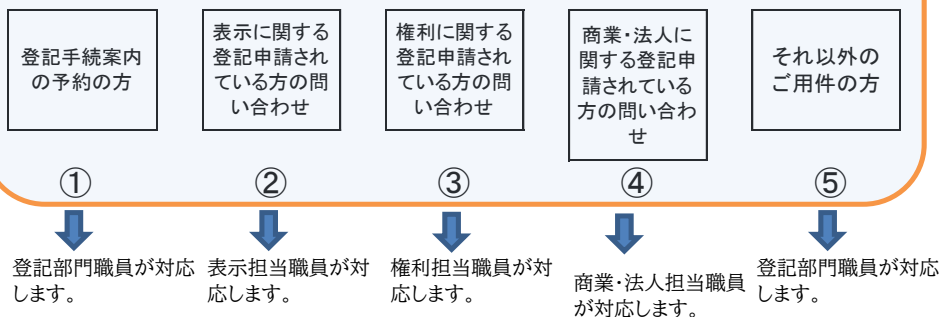
担当の係におつなぎいたしますので、音声案内にしたがって「1」から「4」の番号を押してください。

なお、ご案内の途中でも選択することができます。



続いて「1から5」のいずれかの番号を押してください。

なお、ご案内の途中でも選択することができます。



続いて「1から3」のいずれかの番号を押してください。

なお、ご案内の途中でも選択することができます。

